平成14年4月1日制定 平成21年4月1日一部改正 平成26年12月1日一部改正 平成28年3月1日最終改正 [農林部農業政策課]

(目的)

- 第1条 この要綱は、福島さくら農業協同組合(以下「農協」という。)が、農業者等に対し、本市農業者が将来に希望のもてる農業の振興に資するため郡山市農業振興資金貸付要綱(平成 14年4月1日制定。以下「貸付要綱」という。)に基づく農業振興資金を貸付ける場合、予算 の範囲内において農業振興資金に係る利子補給金を交付し、農業者等の金利負担の軽減と経営 の安定を図ることを目的とする。
- 2 利子補給金の交付等に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則 第18号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (利子補給金の交付対象資金及び交付対象者)
- 第2条 利子補給金の交付対象となる資金(以下「交付対象資金」という。) は、農業振興資金とする。
- 2 利子補給金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。) は、郡山市農業振興資金 貸付要綱に基づき農業振興資金を借り受けた農業者等(貸付要綱による廃止前の郡山市農業振 興資金預託要綱に基づき借り受けた者で、償還期限が平成14年以降であるものを含む。) で市 長の利子補給承認を受けた者とし、農協に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給率及び負担割合)

- 第3条 交付対象資金の利子補給率は、毎年11月1日現在の福島県農業近代化資金の基準金利を もとに郡山市と農協が協議し定める。
- 2 利子補給率の負担割合は、概ね郡山市85%、農協15%とする。

(利子補給金の交付対象期間)

- 第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において、次の方法により算出した額とする。
 - (1) 次の算式により、利子補給金を算出(円単位未満切り捨て)した額とする。 利子補給金 = 残元金 × 利子補給率 × 計算期間 / 365
 - (2) 第1号に規定する計算期間おいて貸付実行日が含まれる期間は、貸付実行日からそれぞれの期間の末日までとする。
- 2 市長は、交付対象資金について毎年度利子補給金交付対象融資枠を定め、利子補給金に係る 所要の予算措置を行うものとする。

(利子補給契約)

第5条 利子補給金は、この要綱で定めるもののほか、利子補給に関し市長と農協代表理事組合 長との間に締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

(交付対象者の確認)

第6条 市長は、交付対象者に対し、市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税)の納付状況を確認すること

についての同意書を提出させることができる。

(利子補給金の交付承認申請)

第7条 農協は、交付対象資金の貸付決定前に、利子補給金交付承認申請書(様式第1号)、前条に規定する市税等の納付状況を確認することについての同意書及び貸付の内容を記載した書類を毎月15日まで市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付承認決定)

- 第8条 市長は、利子補給金交付承認申請書を受理したときは、利子補給金の交付の適否を審査 し、利子補給金の交付を決めたときは、利子補給金の交付決定をし、利子補給金交付承認決定 通知書(様式第2号)により農協及び交付希望者に通知するものとする。この場合の農協への 通知書には、利子補給金交付承認決定一覧表(様式第3号)を添付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、利子補給金の交付要件を満たさない等の理由により交付を不適当と認めたときは、利子補給金の不交付決定をし、利子補給金交付不承認決定通知書 (様式第4号)により農協及び交付希望者に通知するものとする。

(貸付実行報告)

第9条 農協は、農業者に農業振興資金を貸し付けたときは、貸付日の属する月の翌月10日まで に貸付実行報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(利子補給金の適正な管理及び調査)

- 第10条 市長は、利子補給金交付事務を適切に執行するため、利子補給金の交付を決定した場合は、交付対象者ごとに利子補給金交付対象者管理台帳(様式第6号)を作成するものとする。
- 2 市長は、交付対象資金について必要があると認めた場合は、農協に必要な報告を求め、また、 関係書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うものとする。

(利子補給金の交付申請)

第11条 利子補給の交付を受けようとする農協は、規則第4条に規定する交付申請書を1月15日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

- 第12条 市長は、利子補給の交付請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、農協に対して利子補給金を交付するものとする。
- 2 利子補給金の交付は、規則第15条に規定する額の確定後に交付するものとする。ただし、市 長は、利子補給金交付事業の遂行上必要があると認めるときは、利子補給金を概算払い又は前 金払いの方法により交付できるものとする。

(繰上償還報告)

第13条 農協は、資金の繰上償還が生じたときは、繰上償還の属する月の翌月10日までに、 農業振興資金繰上償還報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還等)

- 第14条 市長は、資金の貸付けを受けた者が当該資金をその貸付けの目的に反して使用したときは、農協に対する当該資金に係る利子補給を打ち切るものとする。
- 2 市長は、農協がこの要綱に違反したときは、利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 3 農協は、利子補給金の返還請求を受けた時は、返還すべき利子補給金額に返還事由となる事 実が発生した日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金額について年14.6%(当該返

還の事由となる事実が発生した日から1月を経過する日までの期間については、7.3 %)の割合で計算した加算金を付して、速やかに市長の指定する方法により返還するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(郡山市農業振興資金預託要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行により、郡山市農業振興資金預託要綱(昭和52年7月11日制定)は廃止する。 (経過措置)
- 3 廃止前の郡山市農業振興資金預託要綱に基づき貸し付けられている振興資金については、この要綱の相当規定に準じて貸し付けられたものとみなす。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。